

平成28年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成28年12月26日(月)午後3時30分

議会棟AB会議室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志

2番 成島 誠

3番 大炊 三枝子

4番 中野 栄

5番 大井 栄一

6番 根本 博

7番 田村 星寿

8番 宮久保 勝

9番 三須 清一

10番 須藤 喜一郎

4. 出席事務局職員

局長 渡辺 唯男

次長 成嶋 文夫

次長補佐 落合 敦

農地係長 富塚 隆則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

三須清一会長 改めましてこんにちは。本日はお忙しい中、委員さん方には月末の総会に出席ご苦労さまです。

ただ今から平成 28 年第 12 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

8 番 宮久保勝委員

10 番 須藤喜一郎委員

よろしくをお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 9 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 12 月 26 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,200m²です。JR〇〇駅の北西側約〇

km に位置しています。位置図は議案資料の 4 ページをご覧ください。

贈与による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営拡大のため行うものです。事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本第 1 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第 1 号整理番号 1 について調査結果を報告します。譲受人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地が約 2.34 ヘクタールです。農作業従事日数は本人と母がそれぞれ年間 300 日で、父が 280 日です。トラクター、コンバインなどを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 1 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 2 号について審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 12 月 26 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 7 ページからとなります。転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は 2,052m²です。JR〇〇駅の北東約 1.5km

に位置しています。位置図は議案資料 10 ページをご覧ください。

譲受人と譲渡人は兄弟で、兄名義の土地を妹が使用貸借して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は建設費〇,〇〇〇万、その他設備費が〇〇〇万円で、合計〇,〇〇〇万円です。銀行からの融資で行うもので、融資内定証明書が提出されています。

なお、他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本第 1 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第 2 号整理番号 1 について調査結果を報告します。譲受人と代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の所有者は農地として活用することが難しい状況であるため、妹に使用貸借し、土地の有効活用をするものです。周囲にさえぎるものが少なく、東南からの日照が多く望めることから太陽光発電施設を設置するもので、農地転用を伴う使用貸借を行うものです。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

雨水排水は敷地内の自然浸透で処理する。周辺の土地や農地所有者に対し、モジュールの高さや隣接地からの設置距離、及び、敷地をメッシュフェンスで囲うこと等の説明をしたところ、隣接の農地所有者等からは特に意見はなかったとのことです。

第 1 調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 2 号整理番号 1 に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号整理番号 1 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号整理番号 1 は原案どおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第 2 号整理番号 2 について審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。それでは整理番号2の説明をいたします。
議案資料は14ページからとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は104m²です。JR〇〇〇駅の南西側約2kmに位置しています。位置図は議案資料の17ページになります。

申請理由は調整区域の農地に農家分家として専用住宅を建築しようとするものです。土地を選定した理由は、市街化区域には土地所有がないこと、及び、農地に隣接の父の宅地も併せて使用貸借できることからです。

建設費は〇,〇〇〇万円で、自己資金で行うとのこと。なお、預貯金の残高証明を確認しております。

他法令については都市計画法29条が該当し、開発行為の申請をしているところです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第2号整理番号2について調査結果を報告します。

譲受人及び譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

建物からの排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、汚水、雑排水の処理を行い、前面道路側溝に接続放流する。また、雨水は宅地内浸透にするとのこと。なお、周辺農地等へ影響を及ぼさないように、メッシュフェンス及びブロック2段で対応するとのこと。なお、隣接の農地は父所有で、同意を得ているとのこと。

以上、父の宅地に隣接する土地に専用住宅を新築するものです。

また、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第1調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

なお、整理番号1から3については中野栄委員が利用権設定者となっております。中野栄委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年12月26日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は24ページからとなります。

整理番号1から9まですべて新規の設定です。整理番号6が使用貸借で、他の8件が賃借権設定です。

整理番号1の設定農地は〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積は3,946m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は3年間です。

整理番号2の設定農地は〇〇字〇〇〇地先の田二筆及び〇〇字〇〇地先の田一筆、合計面積は5,859m²です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は3年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇地先の田3筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積は7,138m²です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、手賀沼土地改良区の負担金を借受者が負担することです。期間は10年間です。

整理番号4の設定農地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,828m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇,〇〇〇円で、期間は6年間です。

整理番号5の設定農地は〇〇地先の田8筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積は2万1,876m²です。借受者は株式会社山崎フロンティアで、貸付者は〇〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号6の設定農地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,031m²です。借受者は整理番号5と同じで、貸付者は〇〇市の方です。期間は6年間の使用貸借です。

整理番号7の設定農地は〇〇地先の田二筆、〇〇〇地先の田一筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積は1万1,077m²です。借受者は整理番号5と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号8の設定農地は〇〇〇〇〇字〇〇地先の田4筆、合計面積は1,746m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たり2万円で、期間は10年間です。

整理番号9の設定農地は〇〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆及びま〇〇〇〇〇字〇〇地先の田4筆、合計面積は5,336m²です。借受者は整理番号8と同じで、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は10年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 整理番号1から3までの借受者の経営面積は借受地を含め、約15.36ヘクタールです。農業従事日数は本人と妻及び子がそれぞれ年間280日で、子の妻が80日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号4の借受者の経営面積は借受地が約34アールです。農業従事日数は本人が年間280日で、妻が50日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号5から7までの借受者の経営面積は借受地が約8.13ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間280日で、社員3名が250日、社員1名が200日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号8及び9の借受者の経営面積は借受地を含め、約2.16ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間150日で、妻が100日、子が200日、もう一人の子が50日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から9までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号の整理番号1から3を除く、整理番号4から9に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号4から9を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号4から9は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第3号の整理番号1から3に対する質疑に入ります。

中野委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退出していただきます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(中野栄委員、退室)

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第3号整理番号1から3を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1から3は原案どおり決定することとしました。

中野委員には自席に戻っていただきます。

(中野栄委員が席に戻ったことを確認)

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から2号までの2件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計2件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1が宅地で、整理番号2が店舗です。

続いて、報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計5件受理しました。転用目的・事由は5件いずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から2号まで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成 28 年第 12 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人